

意見書案第 19 号

政党助成金制度の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 10 月 15 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

政党助成金制度の廃止を求める意見書

政党助成金制度は、政治改革の下で企業・団体献金の禁止と引換えに導入されたが、実際には政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、一方では国民の税金である政党助成金を受け取るという二重取りが30年間続けられている。

1995年に政党助成法が施行されて以降、国民に一人当たり250円を負担させ、毎年250億円以上もの税金が日本共産党以外の各政党に配分され、2025年4月分までの総額は、約9,565億円に達している。

そもそも国民は、自らの思想、政治信条に従い支持政党に寄附する自由と権利を持つ。政治資金の拠出は国民の政治参加の権利そのものである。ところが税金を政党に配分する政党助成金は、その仕組みによって、国民は自らが支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることになっている。

政党助成金を受け取っている各党の本部収入に占める比率（直近2023年分）は、自民党が70.5%、立憲民主党は85.0%、維新の会は77.9%、れいわ新撰組は81.8%などとなり、制度導入時には「税金に過度に依存しないことが必要」との議論があったにもかかわらず、いまや政党助成金を受け取っている多くの政党が、その運営資金の大半を税金に依存しているのが実態である。

政党は、何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるのが基本である。政党が、国民・有権者から浄財を集める努力をせず、税金頼みになっていることから、金への感覚が麻痺し、庶民の痛みがわからなくなる腐敗政治をつくりだす一つの根源であることは重大である。民主主義を壊す有害な税金の使い方は許されないことから政党助成金制度は廃止すべきである。

2024年の臨時国会で、政党助成金をペナルティーとして利用する制度を1年後に創設することが盛り込まれた。しかし今行なうべきは、政党助成金の利用ではなく、廃止の議論である。

よって、国及び政府においては、速やかに政党助成金制度を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて